

全て情報が分かるようにしている。

#### 1-4 実習等、養成校と実践現場の協力関係を築くためにどのような方策が必要か

現場の方で要請があった時に必ず教員も学生も応えるようにしている。学生の様子を見て欲しいし、園の様子を知る上で、学生によるパネルシアターや絵本の読み聞かせの力を試させてもらったり、お誕生日会に呼ばれたりなどして保育所に連れて行ったりする。原体験が少ないので公共の乗り物を使わないでへとへとになって海まで歩いていく体験を取り入れている。保育はライブ。保育士は、8時間ライブ。その体力がなければやっていけない。気力だけではやっていけない。体力をつけなければやっていけないので行っている。子どもの方から私たちの大学に来てください。いつでも受け入れますよ。大人の施設の中で、子どもは、子どもサイズで育っていない。家庭でも大人サイズ。その中で子どもの安全を守るためにはどうしたらよいか、どこが危険なのかを勉強させてもらうということで行き来をする。保育所の人たちが来て、学食を使ってもらい、どんぐりや花梨なども拾いに来てくれる。校舎の中に入って、子どもの動き、声を聞かせてもらいたい。学生は、講義を受けて、子どもの声が聞こえるとはっと気持ちがそちらに向くがそういうことが大切。子どもの声が聞こえた時に反応できるということがますます大切。

生命尊重を意図した演習というものは、食用ガエル解剖に立ち合わせていただく。嫌な学生には強制しない。せつかくだから、命を大切にすることってどういうことなのか？ということを通してほしい。解剖したから分かるというものではないが、解剖し終わった後どうするか。焼却炉に投げ捨てるんですか？そうじゃないでしょということ。幼稚園や保育所に行った時に小動物の飼育がある。それをどうするのかということに繋がるんですよと話している。

#### 1-5 養成課程の科目や内容について、共通部分を多くするか、独自で設定できる自由度を増やすか

独自性をより活かす。養成校は、地域から離れることはできない。この地域は、何を求めているかということに常にアンテナを張ってそれに応える様な教科内容にしておかないと、いつも言われていることだけをやっては太刀打ちできない。ある点は大いに脱線してしまうが、それがなければ養成することは出来ない。科目の横のつながりで、学生が発達心理学で乳児の発達を聞いた、乳児保育でも聞いたと同じことをやっていては困る。発達心理学の講義と乳児保育の演習。演習の中の乳児の発達と講義の時の乳児の発達がこうだからきちんと一致したのね、この動きだからこうなるのねという講義と演習がどうつながるのかということ養成校はいつも考えていないと学生はここでもここでもやったよねという変な積み上げになってしまう。実際の子どもは、講義、演習だけでは分からない。数多くの子どもや人と関わって、人によって違うんだ、人によって自分を変えなければならぬんだということ、それが他人の子どもを預かるということなんだよということを理解できないと思う。他の講義とのつながりをどのように学生に示すことができるのかという所である。

#### 1-6 よりよい保育士養成のために、教育の内容や方法などについての工夫

生命尊重を意図して、かえるの解剖に立ち合わせている。命を大切にすることってどういうことなのか。解剖が終わったときにどうするのか。保育者になりたいのに昆虫に触れない。そんなことでは保育者になれない。ゴキブリも触れない。ゴキブリは怖いというイメージがある。とにかく全部素手で触れること。空き地があるのでバツグらひは捕まえさせている。図鑑を見れば分かるが、図鑑では迫力が伝わってこない。そのものの動きや震えている様子、ドキドキしている様が伝わってこない。だからこれだけ力を入れてはいけないんだ、ぎゅっと握らなければならぬんだ、ぎゅっと握ったために死んじゃったとか。それが分からなければ生命尊重も何もない。図鑑だけ見ているのではど

うやって動くのか、飛ぶのか分からない。昆虫や小動物は、私たちより小さいよね。小さいものを相手にしておっかながってどうするの？向こうの方がはるかに怖いはず。その発想の逆転が理解できなかつたら生命尊重の話をして何も伝わらないかなと思う。

## 2 国家試験の導入について

### 2-1 保育士資格取得に際して、養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて

このままでよい。色々な経験をした人が保育者になればよいと思っている。例えば、保育士の試験を受けなければ保育士になれないという試験だから要領のいいとか頭がいい人に偏ってしまうと思う。そうではなくて、色々な経験を持った人も保育者になれるよね。養成校に来て、やってみただけ保育者に向いていないということに気がつくことも大切なことであると思う。勉強するのはいいけど保育者としては社会に出ないほうがいいかもしれないねということに気がつかせることの責任も私たちがもっているのではないかな。

## 3 保育士資格のあり方について

### 3-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

実習園に行くと35歳の方もいれば、50歳の方もいる。それは児と呼べるのかという問題もあるが、そういうことも含めて対象者を前にどのように変わりますかというのに尽きると思う。短大は、0歳～就学前までを中心にやりすぎている。4大は、6歳以上から思春期の部分をきちんとしていく必要があるのではないかな。障害の方も思春期を迎える。短大は、18、19歳で現場に行く。殆ど同じ年齢の人と関わらなければならないということをもっと自覚してほしい。自覚が足りないまま実習に臨んでいる。そういう面では就学後の障害を持った方との関わり方の学問の大切さを養成校の先生方も重点をおいてもらいたいと思う。児童養護施設に行った時に高校生ぐらいの子どもに髪の毛をどうして茶色に染めているの？と言われ、実習生は答えら

れない。答えられないのなら髪の毛を茶色にするのをやめなさい。答えられるんだったらやっつてよいと言うが答えられない。こちらが回答を与えるとそのとおりに回答してしまう。それでいいのかというのがあり、回答は言わない。必ず子どもは回答を求めてくる。その回答は一つでないということにまず気がつかなければならぬ。正解は何一つないということを実習を通して学んで来なさいというが、学生にとっては辻褃が合わない。髪の毛だけのことでなく、介助や入浴の介助なども女子寮、男子寮で女子は女子とは限らない。実習生が多いと女子は男子の方に来てねという時に体の違いを分かっているかないとその人にとって不快な接し方になってしまったりということがある。そこをきちんとわきまえる、理解できる、実践を踏まえての授業内容が必要となってくるかと思う。

### 3-2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別に分けるかについて

今後必要な教育内容で何が大切かという所で障害児保育を挙げたが、保育士の専門性の中にもっとそういったものが望まれると思う。健常児の考え方だけだと、おそらくどのように関わっているのか、学校ではこうしなさい、実習ではこうしなさいと習った、そのときはそうできた。でも、実際はそれだけではないんじゃないかな。対象者に合わせるということは、いかに自分の動きを変えられるかという自分自身の問題になってくる。いかに自分の心が柔らかくいなければならないか。そのためには、18才～の若い時期に沢山の本を読んでもらいたいということと同時にどんどんボランティアで色々な人に関わって欲しい。そういうことがなかったら人と関われない。どんどん色々なアルバイトもしてほしい。そちらが主流になると困るが、そこには色々な人がいる。人は誰かに迷惑をかけながら生きていることを知ってもらいたい。それが、学問だけ、講義だけではできないこと。そういった体験をどんどんしてほしいと思っている。

## 4 保育士養成年限等について

#### 4-1 保育士養成課程の修業年限について、どのようにお考えですか

現場は、お給料の問題がある。お給料に差がつくかというとなかなか現実はそうはいかず、殆ど変わらない。2年、4年、専門で変わらないと区別ではなく、差別になってしまうのではないかと。同じ勉強をしてもたまたま2年間でぎゅっとなっているのか、3年間でもう少しゆるやかに出来たのか、4年間でゆとりをもって出来たのかの違いではないのか。2年と4年の違いは、人としてのあり方の違いが大きく変わらないと4年制をとってよかったということにならないのではないかと。卒業生は、保育者間の人間関係で悩んでいることが多い。中堅ぐらいの人が来ていう悩みはそういうところである。人の保育に関しては目ざとくそうじゃないよねというが、解決策は、一つもいってくれない。挙句の果てにそのことが終わったときにああすればよかったよねとまた言われ、どんどん自信をなくしてしまう。それは何とかできないのか。結局、保育に正解はないことを忘れてしまう。もっと自分に自信をもって保育をしてもらいたい。独りよがりではいけないが、人の保育を批評するという事は、自分の保育を見直すことにもなる。2年制、4年制などの区分は必要ないと思うが2年間で足りないと思う。

#### 5 保育士資格と他資格等の関連について

##### 5-1 保育士資格と幼稚園教諭免許との関係について

学生の大半が保育士資格と幼稚園免許の同時取得だが、実習から帰ってくると学生は幼稚園の難しさに気がついて幼稚園での就職を嫌がる。どうして難しいのかが2年制では話せない。何が難しいのか。幼稚園では、指導案の書き方が徹底していて細かく指摘され、何度も何度も書き直しさせられて、こんなに大変だと思わなかったと言ってくる。保育所ではあまり指摘をされなかった。それだけではないが、自分は相手が要求した通りのことをやったが、再度やり直しをさせられる。相手の要求にこたえる保育をするということは、ある意味、自分自身がなく

なってしまう。自分が何をしたいかが明確に相手に伝わっていないのではなからぬか。あなたは実習で何をしたいのか。どんな力をつけたいのか、はっきり分かっていないのが原因ではないかと言うと無然としている。4大の方ではそういうこととなるべくないように指導している。保育は人との関わりをどうするかという所が大切。一番怖いのは子どもだと相手に出来ると思っただかをくくっていないか？そこが難しい。保育士になれないということは、幼稚園の先生にも難しい。独創性がない。0.1.2歳の方が扱いやすいという安易な考え方になってしまうが、そんなことではない。保育士と幼稚園の先生と分けなくて保育者として難しいよねということがある。

##### 5-2 保育士資格+一年間の介護福祉士養成課程における単位取得により介護福祉士資格を取得できるが、今後はどのようにしていくのがよいとお考えですか

保育士の資格をもっていれば、この大学でもあと1年で取れる。現場の声でも、保育士の資格をもっている介護福祉士の方がよいと言う。人と関わるということを知っていると言う。だからといって人権を無視するような、子どものように扱うことではないが、あった方がよい。

##### 5-2 保育士資格と社会福祉士資格との関係について

今後、必要になってくる。社会福祉士の資格を持っている人が保育を出来るということは、専門性を本当に高めることになる。社会福祉士の資格が取れたら仕事の内容も幅広くなり、保育のプロとして求められるものが強く出てくると思う。だが、保育士の勉強だけで一杯一杯の状態である。

#### 6 保育士試験について

色々な経験をもった人も保育者になる必要がある。実習・実務経験が必要。

#### 7 その他、保育士養成課程について全般的に

保育士の養成については、人間関係と人間性

を磨くことが大切である。

### (13) M氏

#### 1-1 現行の教育課程について

現行教育課程は、2年制養成を基盤として、現行教育課程は、2年制養成を基盤として、いることを前提とした上で考えれば、完成度の高いものと評価できるのではないかと考えている。保育士としての専門性を身につけていくうえで必要な基礎的な科目は置かれていると思うし、特に欠けている科目とか、余分な科目があるとは思えない。

#### 1-2 教育課程について、今後どのようにあるべきか

保育士養成施設という枠組みの中で考えると、幼稚園教諭の養成課程と照らし合わせ検討すべき課題はあるかもしれない。ただ、2年制を前提とした現状の枠組みの中で考えると、新しい科目を設置する余裕は少ないのではないかと。

#### 1-3 保育実習を今後、どのように充実させていけばよいか

養成の立場から見ると実習の充実が必要だが、①受け入れ側の事情、②2年間という養成期間の制約、③多くのところで幼稚園教諭免許との併修が行われている等の観点、から、実習日数を増加することなどは養成の側の事情だけで定めることはできないだろう。「保育実習Ⅱ」や「保育実習Ⅲ」の事前事後指導についても、養成校の裁量の中で行われているのが現実ではないかと。

#### 1-4 実習等、養成校と実践現場の協力関係を築くためにどのような方策が必要か

養成校と実習施設との連携を充実していくことは重要で、そのために養成校の教員スタッフに実習施設の実務を良く知る人を加えることなどが良いのではないかと。

#### 1-5 養成課程の科目や内容について、共通部分を多くするか、独自で設定できる自由度を増やすか

二律背反のようなものではないのではないかと。基礎的なものを学習し、その上で養成校の独自

の教育が検討されるものだろう。保育所保育指針も大綱化されることであるし、地方分権化の流れもある。養成課程のあり方を検討する際に、そうした流れに逆行するような方向は避けて欲しい。その代わり教育の中身については、養成校の責任が問われることになる。そうした責任を担う決意を抜きに、そのような主張はできないだろう。

#### 1-6 よりよい保育士養成のために、教育の内容や方法などについての工夫

特に保育士養成の教育内容や方法に限定することはできないが、高等教育の内容の改善には教授集団による教授法の検討、FDなどの推進が不可欠ではないだろうか。

### 2 国家試験の導入について

#### 2-1 保育士資格取得に際して、養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて

提案自体にある種の矛盾があるのではないかと。目的と手段が転倒してしまう危険性があるようにも思える。養成の場での学ぶ目的が試験のためというような形に矮小化されることが危惧されるが、それでは本来の目的である専門性の向上は望めないのではないかと。保育士の仕事は定型の仕事ではないということ、そして保育士の専門性は生涯にわたり形成されていくものであるということをもふまえるならば、永続的な自己開発の意欲や能力を形成することが養成教育の重要な課題と考える。そのような意味で、保育士の専門性は養成校を修了した時点で定型的な試験により云々されるようなものではないと考える。

### 3 保育士資格のあり方について

#### 3-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

幼・保・小の連携が国家的な課題として推進されようとしている。幼児期を理解するうえでも、その子どもたちのその後の発達の姿はしっかり把握しておく必要がある。逆も当然ある。小学校教育で課題となっている問題を理解し解

決するうえでも、乳幼児期の子どもの発達を理解した教員が小学校で必要とされている。より高い専門職を養成する上で、対象となる乳幼児・児童の年齢を区別するという議論があるのかもしれないが、子どもたちをよりよく理解するためには、対象となる年齢を区切ったり、障害児と普通児を分けて考えたりすることは、結果としてよりよく理解することにつながらないのではないかと考える。

### 3-2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別に分けるかについて

保育士という大きな枠組みで考えた場合に、例えば養護施設などにおいて、虐待を受けた子ども、障害を持った子どもに対応する保育士の重要な仕事は「生活指導」ということができるのではないかと考える。「養護」と「生活指導」は密接な関連があり、保育の仕事はそこが核となるのではないかと考える。必置とされているのではないが、看護師を置く保育の場も増えている。関係する色々な職種とのチームワークで保育を進めていくことが求められているのではないかと考える。保育専門職を、全ての問題に対応できる専門職としてデザインするのではなく、生活指導を中心に現在の子どもの抱えている諸問題に対応する基礎的な知識を持つものとして位置づけ、個別の問題にはそれぞれの専門職が対応するという、そのようなチームワークの中に位置づけてデザインされると良いのではないかと考えている。

## 4 保育士養成年限等について

### 4-1 保育士養成課程の修業年限について、どのようにお考えですか

本質的に保育の専門職の養成ということを考えたとき、2年間は短いと思う。ただ、歴史的に2年間養成をベースに保育士養成が行われてきているし、社会的な支持も低くはない。2年制といいながら3年分ぐらいの学修をしている現実がある。2年制養成を制度として無くしてしまうという選択肢はないだろう。3年制を保育士養成の枠組みや論理だけでとらえると合理

性はあるのだが、社会的な支持を得られるかは疑問だ。短期大学として選択できる一つのバージョンではあるが、社会的な支持が得られなければ成り立たない話ではないだろうか。質の高い保育士養成という面から考えると、4年制には制度としての社会的支持が十分にある。保育士養成に4年制を位置づける合理性はあるのではないだろうか。大学院による保育士養成は、2年制を前提にデザインされた資格と合わない。まず4年制にマッチする資格を構想し、次に大学院で取得できる資格を用意することが、課題として検討されるべきであろう。教育職員免許法からのアナロジーで考えると、幼稚園教諭免許にあるような、2種・1種・専修という形が理解されやすいだろう。

## 5 保育士資格と他資格等の関連について

### 5-1 保育士資格と幼稚園教諭免許との関係について

保育士資格と幼稚園教諭免許は、もともと就学前教育の二つの形だと理解している。教員の地位に関する国際的な勧告でも、両者は一体的に理解されている。現在は教育職と保育職という形になっているが、将来的には一元化されることが望ましいと考えている。免許制度が統一されたときには、普通免許をベースに、例えば施設の職員には特別支援職員免許などの副免を用意することも考えられる。認定こども園などの動きもあり、政策や制度的な見通しの中で考えなければならないことで、保育士養成の枠組みからだけ考えると方向性を見誤ることになる。

### 5-2 保育士資格＋一年間の介護福祉士養成課程における単位取得により介護福祉士資格を取得できるが、今後はどのようにしていくのがよいとお考えですか

介護福祉士と保育士とは職務が対応する部分がある。自らの将来設計の中でそのような選択をする学生がいる限り、制度として残されてもよいのではないだろうか。

### 5-3 保育士資格と社会福祉士資格との関係について

社会福祉士は社会福祉の総合職のような面があり、保育士の職務と部分的に重なるところがあるとはいえ、双方の資格で何を共通のベースにするのが難しい。保育士資格が教員養成と一元化したものと仮定すると、保育士の副免(資格)として社会福祉士をとれることも可能性としてはあるだろう。保育士と幼免を取得し、さらに小学校教諭免許をとるか社会福祉士をとるかといったオプションとして構想することもできるだろう。その学生が、将来どのような専門職として子どものために働こうとしているのか、社会に貢献しようとしているのかを見据えて、選択肢として用意されることは十分にありえるのではないかな。

## 6 保育士試験について

学生のときに保育士資格をとるという選択をしなかった人が、子どもにかかわる仕事をしたいと決意されたときに、それを受け入れる制度があるということ自体は否定されるべきではないと考えている。資格という面から見ると、試験制度には制約がある。保育士は定型的な仕事ではないので、養成段階で学生に提供できる技術・知識は基礎的なもので、仕事に就いた後、それぞれの努力で開発されていくもののほうが多い。大学で学ぶのは、知識・技術だけではなく、問題解決能力ではないだろうか。それが将来にわたり、保育士としての力につながる。そうしたものの養成がより重要だろう。専門職として仕事を進めていく上でいかに学ぶのが重要だ。合格者に対し、実習を課すとか、スクーリングを課すといった制度上の改善点はあるのではないかな。

## 7 その他、保育士養成課程について全般的に

保育士養成協議会の各ブロックの動きとして、保育を学ぶ学生の相互交流の場を設けているところがあったように記憶している。学生が学校という枠を超えて、お互いを高めあう場作りが必要ではないかと考えており、保育士養成協議会がそうした学生の活動をサポートすることがあっても良いのではないかな。或いは、そうした

趣旨に賛同される大学等が連携して学生をサポートしていくような取組みがあってもよいのではと考えている。一方で養成校が独自に学生と社会とのつながりを広げるような取組みは行われており、それはそれで保育士の養成の専門性を高める上で重要だと思うが、他方で養成校の枠を超えた取組みが行われることは意義深いのではないだろうか。

## (14) N氏

### 1-1 現行の教育課程について

### 1-2 教育課程について、今後どのようにあるべきか

保育のプロを養成するという立場に立つと、教育課程の改正により「保育内容」の授業数などが減ってきているので、そこを充実する必要があると考える。「社会福祉援助技術」についても更なる充実が求められる。教育課程の改正時に議論となった「小児栄養」や「小児保健」については、現行のようにやっていくことがよいのか見直しが必要であろう。例えば、授業担当者として保健師や看護師が入り、嘱託医との連携をどのようにすべきかという観点から論ずるとか、保育所における食事が外部委託になっている現状を鑑みると、今のような「小児栄養」がそのまま必要であるか再検討が求められるだろう。「保育原理」や「養護原理」といった科目については、時間数は現状のままで構わないと思うが、担当者の専門もいろいろであるので、内容的に保育士養成でどのようなものが必要とされているのか再検討し、共有できるものを持つことが必要ではないかと思う。哲学、カリキュラム論、制度論など、従来は保育原理が担ってきた部分も、他の科目が行っていることもあり、現行のカリキュラムを少し精査してみることが必要ではないか。最近の養成校で使われているテキストを見ると、共通の部分がそろってきているような気がするが、改めて保育原理のところでもなにが必要とされているのか明らかにしていくべきなのだろう。保育士の倫理については「保育者論」に含まれるものと思うが、その部分を今後充実させていく必要があるだろう。「施設経営」とか「施設の運営」については、

短期大学というところから考えると、今の学生にどこまで理解されるか不安に思うし、施設の役割とか責務といったところは「保育原理」でカバーしているので、これを取り上げて一つの科目とすることには可能性があるのか分からない。今後、保育者の倫理や責務といった課題を充実させていくことに異論はない。

### 1-3 保育実習を今後、どのように充実させていけばよいか

地元は保育学生数が少ないこともあり、本学科では選択必修科目の「保育実習Ⅲ」と児童館で行う選択科目「保育実習Ⅳ」を設定しており、学生の実習に支障は生じていない。事前事後指導のあり方は、保育士の課程だけでなく幼稚園教諭の課程を設けていることから、双方で2単位分行っているのだが、特に保育実習の担当者から不足しているとの声が出ている。また、それぞれの単位は1単位であるがそれ以上の指導を行っているのが実態だ。

### 1-4 実習等、養成校と実践現場の協力関係を築くためにどのような方策が必要か

現在、実習施設長会議を年1回開催し、ニーズをとらえる機会としている。短大、四大の各実習をカバーする実習センターの機能が確立しており、職員8名が配置されている。実習担当者会議を月に1回程度開き、実習施設から上がってきた声を共有する機会としている。G県実習施設連絡協議会で職員と養成校教員との共同研修を行っている。

今後はそれぞれの機会をさらに充実したものにしていきたい。また「総合演習」等、実習以外の科目において、見学させていただいたり、施設長の話を聞く機会を可能な限り多く持つようにしている。

### 1-5 養成課程の科目や内容について、共通部分を多くするか、独自で設定できる自由度を増やすか

難しい質問だ。科目についてはきちんと枠を設定する必要がある。国家資格であるので、養成校によってあまりにも内容が違うという状況

は子どもの権利保障の点から言っても不都合が生じるのではないだろうか。科目としては現行のままでよいが、中身に関しては地域性や文化、養成校の歴史などもあるので、細目にわたり内容を規定するということはありえず、ある程度自由度があっても良いのではないか。養成校には、社会人や大学入学資格検定など、多様な学生が入学してくる現状がある。18歳までに育ってきていると考える前提が以前とは異なっているので、個人的な意見だが、科目については規定したほうが良いという立場をとりたい。大綱化の枠組みの中で、受講する学生数、授業の時間数など、たとえば演習といっても養成校により様々な取組みがある。演習が演習として機能するよう、受講する学生数などの問題を考えていかないときちんとした学びを保障できないのではないか。国家資格にふさわしい最低限の学びというところは、共通点を設ける必要があるのではないか。

### 1-6 よりよい保育士養成のために、教育の内容や方法などについての工夫

一般論で言えば、個々の担当者における工夫の他に、養成課程全体の枠組みの中での工夫や連携が必要なのだろう。現実には、例えばオムニバスや通年科目で半期ごとに担当者が変わるといったようなケースでは、必然的に担当者間の連携はなされるが、それ以外の科目で教授内容についての話し合いとか共有とかはできにくい状況だ。年1回の講師懇談会で話し合いをしていることや、講師控え室での話し合いをもとにした教授者間のコミュニケーションはあるが、意識的な取り組みとしては機能していないのが現実だ。

## 2 国家試験の導入について

### 2-1 保育士資格取得に際して、養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて

必要最低限のレベルを確認するための国家試験を課すことには賛成だ。一つは養成校の増加により教育環境が変化したという問題がある。また、一方で、質の確認は採用試験でできると

いう立場があるが、公立の保育園・幼稚園は減少しており、私立が持っている教育理念とか保育理念と、養成段階において必要最低限身につけておかなければならないことを刷り合わせしてチェックできるのかが危惧される。養成校に入ってくるときにノーチェックな状況があるとともに、就職時にも厳しい選抜でなくとも、例えば非常勤で採用されるような形で現場に出ている現実がある。現実には保育士が不足している状況があることを考えると、一定程度のものは必要ではないかと考えている。また、試験を課すことによって、各養成校の到達目標が明確になるということもある。落とすということではなく、到達しているものを図るという視点が必要だろう。看護師や医師の養成のように、保育士についてもある程度、国民の負託にこたえるようなレベルは保障しなければならないと考えている。

### 3 保育士資格のあり方について

#### 3-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

資格を対象とする児童の年齢で区切ることに反対だ。学童保育の問題や、いろいろ課題はあるが、学生には18歳まで見通して学んでもらい、その中で保育が必要とされる子どもにはどの年齢でも対応できるという資格があることが望ましいと考えている。

#### 3-2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別に分けるかについて

基礎的な資格の上に専門的な資格が上乘せされていくということでは、必然的にそうならざるを得ないのではないか。

例えば障害のある子どもへの対応を考えたとき、幼児教育や保育といった全体像を理解できて、さらに発達障害ということを専門的に理解できて、そこがドッキングできてはじめてそういう専門家ということができるといえる。基盤として、幼児、乳児に対する保育なり教育がよく分かっていることが基本にないと、プラスアルファだけでは成り

立たないことだろう。ただ、そうした場合、例えば「虐待対応保育士」などといった資格名になるのだろうか。子どもや保護者にとって特別な支援が必要なことはあるが、保育をする側が、例えば特別支援保育士などといった者を必要としているのかは分からない。

養護と教育という基本的な部分はそこにふさわしい保育士が担い、特別に支援が必要とされる子どもに対してはいろいろな専門職を保育の中に加え、それぞれ連携しながら保育していくことが必要なのだろう。子どもは集団の中で育っていくという視点を持ちながら、障害や虐待の問題を必要に応じて対応していくことが望ましいと思う。

### 4 保育士養成年限等について

#### 4-1 保育士養成課程の修業年限について、どのようにお考えですか

端的に言えば、国家試験などが導入されるとすると、2年間で合格のレベルまで上げるのは難しいことも予想される。3年制にしても、保育士のほかいくつかの資格が取得できるようにしては意味が薄れる。今のところ3年制の実績が不明であるし、現在のような経済状態の下で学納金を支出する人への負担もあるだろう。短大生にはせめてもう一年勉強してもらえよという実習施設長等からの声もある。3年間で学生の育ちというものは評価できるし、教員にも養成時間についての不足感があり、制度として確立すれば発展していくだろうが、現状では、地域性もあるが、意義を見出すことは難しい。

4年制養成については、4年間で保育士養成をするということと、4年制で保育士資格もとれるという両面が現実にある。4年間で保育士を養成するというのなら、例えば特別な支援を必要とする子どもへの対応や保護者に対する相談指導などの力量をある程度身につけさせることはできる。社会のニーズを考えると、それはそれで意味があることだ。資格を1種・2種と分けるとしても、例えば2種の資格に加え、1種ではなにを「専ら修めたか」というところが明記されたものをのせたらよいのか、今のと



ころ良くわからない。

専門職大学院については、是非発展して欲しいと考えている。例えば2年で基礎資格を取り、現場で実践を重ね、一定の要件が満たされれば入学し、自分の専修の部分を極めていくといったやり方があれば、3年制とか4年制がなくてもよいのかなと思うことがある。専門職大学院を出て保育実践に戻る人、養成の場に転じる人など、選択の幅が広がることだろう。4年制大学と大学院における養成については、保育士の養成体系全体から考えなければならないことの1つではないか。

## 5 保育士資格と他資格等の関連について

### 5-1 保育士資格と幼稚園教諭免許との関係について

基本的に資格は一本化されることが望ましいのだろうが、現実問題、相当難しいのではないかな。今日では保育園に近い幼稚園といわゆる幼児教育を実施する幼稚園といったように、幼稚園のあり方が二極化している現実があるが、資格を一本化してもその中の幼児教育のプロパーの部分をついていける幼稚園にいかすようにすれば良いのだろうかから双方の資格を一緒にして不都合なところは何かないように思う。ただ、そうすると、教員免許状でなくなることになるのだろうか。この点で抵抗があるかもしれない。

### 5-2 保育士資格+一年間の介護福祉士養成課程における単位取得により介護福祉士資格を取得できるが、今後はどのようにしていくのがよいとお考えですか

保育の方からすれば、非常に幅が広がり都合が良いのだが、介護の方からすれば1年の勉強で介護福祉士の資格が取れることに疑問があるのではないだろうか。ただ、通常の介護福祉士の養成課程(2年)だけでなく、保育課程に1年プラスして介護を学んだ人を見ると、子どもとかかわる力を身につけてきたことが、高齢者への対応に生かされているような印象を受けることがある。

### 5-4 保育士資格と社会福祉士資格との関係について

双方の資格の関連を強めていくことが望まれる。地域の保育ニーズをコーディネートする力、関連機関と連携する力など、保育士には社会福祉士の専門性と近いところが求められているのではないかな。

## 6 保育士試験について

現行の制度には、実習が課せられていないなど、不備があるのではないかな。また、演習などを通じ学びあっていくという姿が見られない。サークル活動、ボランティアグループとしての活動、学生の自治的活動など、学校という機能の中で育てていくものが試験の中で育ちにくいところがある。そうしたことが保育士にとって重要なことだと思う。これらが現行の保育士試験の不十分どころだが、例えばスクーリングを適切に行うとか、実習を明確に位置づけるとか、ボランティア活動を評価するとか、そうした「厚み」があれば、保育士試験で資格がとれるというチャンスを残すことには、意義が見出せるのではないかな。いろいろな背景を持った人が保育の現場にいることは意味のあることだと思う。

## 7 その他、保育士養成課程について全般的に

「小児保健」の担当者について。担当可能な方は限定されているし、保育士養成のように受講者数の多い授業の運営は難しいこともあるかもしれない。病気を見極めるとか怪我の手当てを適切に行う力があるとかは大切なことだが、「小児保健」の授業には保育についての理解を前提としてほしい。そうした点からみると、保育士自身を含めた園全体の健康管理ということも課題となっていることから、医師に加えて保健師なども集団保育での子どもたちの病気のことや園の管理的な問題を含めて講義することができるのではないかなと思えてくる。それはそれで、学生にとっては充実した授業内容になるのではないかな。「小児栄養」についても、保育園という場での健康づくりとか食の文化の伝達という側面から学生が学ぶことは重要だ。養成校では多様な学生が学び、実習施設も様々なところから、

実習の単位認定基準を明確にする必要がある。

## (15) O氏

### 1-1 現行の教育課程について

平成14年にカリキュラム改訂が行われ、その時に障害児保育、乳児保育、家族援助論など時代に相応するものは、追加された。根本は、養成課程が出来てから変わらない。これだけ時代が変わる中では見直す必要があることはわかるが、教科の運用の場面で変えながら現状では対応している状況。

### 1-2 教育課程について、今後どのようにあるべきか

障害児保育も入ったし、低年齢児の乳児保育、家族援助論も入った。幼稚園の教育課程と共有している保育内容や基礎技能を全体の総枠が限られているのならダブらないと養成はできない。整合性をつけるということは、話し合っているところだがこの辺りに突破口はないものかと考えている。保育は保育で保育の中身的におそらくこの時代におかしな話だが、一元化が動き出している。内容的なものにもう少し保育所保育なりの成熟ができないものかと思う。

### 1-3 保育実習を今後、どのように充実させていけばよいか

充実させていきたい。実習は、相手がいることで都合も10日10日10日という形で30日間やっていて、実習期間を延ばせというのは難しい。五単位になったときの一単位として実習総論という形でもう少し時間がほしい。自らの生活者としての経験が薄い学生が多い中で基本の生活者という視点で育てるということも必要。実習期間を延ばすことはできないが、事前事後指導を充実させ、帰校日を設ける、インターン制度、ボランティアの活用も考えられる。

### 1-4 実習等、養成校と実践現場の協力関係を築くためにどのような方策が必要か

現場と養成校の連携やつなぎのために実習センターなどは当然必要。個々の現場をよく知っ

ていて、どういう状況が現場にあるか、こちらがお願いしたいことがらを人的に余裕があってやっていく、そういう形が望ましい。本学では、事務部局がやっているがそれを教員にどこまでフィードバックできているかが課題。就職のことも絡んでいる。センター化したのは20数年前。実際問題として今の所、実習先を確保する教員の負担を軽減する。実習園の情報のフィードバックや学生の動向、実習巡回を決めていくということでは一般の養成校からしたら贅沢なことであると思う。

### 1-5 養成課程の科目や内容について、共通部分を多くするか、独自で設定できる自由度を増やすか

平成14年の時は、選択必修が大綱化された。このような形でもう少し自由度を増して、大綱化した方がよいのではないか。現状では、あれもこれもとアップアップである。本学の状況を考えるともう少し自由化して大綱化部分を広げて頂ければもっとユニークな科目が作れるのではないかと思っている。選択必修でも意外とおけるものにはかぎりがある。本当の大綱化にはなっていない。地域の実情にあったものが出来る。都市化の進行、核家族などかなり複雑な問題がある。幼児教育というやわらかいイメージで入学してきて保育所にぶつかるものすごいカルチャーショックを受ける。保育所はそこで断念する子がいる。もう少し、地域にあったものを考えて頂いて、我々の創意工夫で信頼して頂いて出来ることがある。

### 1-6 よりよい保育士養成のために、教育の内容や方法などについての工夫

教科目間の連携は、あまりなく、それが課題。担当している者達が集まって、お互いの連携を話し合わなければならない。教授方法の工夫については、ロールプレイ等を行っている。文科省がそういうのも言っているが、保育版を考えてやっている。若い学生たちは、子どもは好きだといいいながら子どもと向き合う経験が極めて少ない。その中で子どもとどう向き合っていけばいいのか分からない。現場は現場で難しい保

護者がいる。そういう中でロールプレイは欠かせない。4歳と向き合う表情や言葉がけと1歳児と向き合う場合は大きく違う。そのスイッチがちゃんと切り替えることができるようにしてほしい。今日、かみつきが起こったときに親にお話するという場面を設定してロールプレイをやらせた。すごく怖いようでぞっとしたと言う。親グループは親グループで、保育士グループは保育士グループで作戦を立てさせて、無作為に選んでやってもらう。こんな傷が出来てましたものすごく緊張したり、やっている間に泣いたり、顔が青ざめたり、緊張したりする場面を経験させている。保育所はこんなことばかりではないが、保護者の苦情にも向き合わなければならないんだよと伝えている。色んなかみつきという発達上の問題も踏まえて苦情解決といったことに繋げている。

## 2 国家試験の導入について

### 2-1 保育士資格取得に際して、養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて

他の資格との整合性もあるが、保育士試験との整合性もある。保育士試験は極めて難しい。1回に8科目を全部合格するのは、問題を見たがこれは至難の技だろうと思う。保育士試験で受かった人にもう一度試験を課すのか？保育士試験の改廃も含めて不明瞭で分からない。やっぱり大学の経営の問題もある。入った子は、皆取れるんだよというものが私立の養成校の思い。確かにどんな質でもいいのかという疑問は残る。幼稚園は、免許で試験はない。3年制にするなど養成課程のそのもので厚みを増やして頂いて、試験は避けて頂いてというのが本音。

## 3 保育士資格のあり方について

### 3-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

入学者たちに年齢で分けて分かるか？施設側でも職員の異動が難しくなる。0歳～児童期を経て18歳未満までの長い生涯発達も大事である。その前提で考えている。

### 3-2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別に分けるかについて

施設保育士と保育所保育士は仕事の内容もかなり違うので分けた方がいいと思う。養成課程も分離していく。将来を考えれば、領域で分け、領域で分ければ年齢で分けなくてもよいのではないか。いずれにしても一方は少数で、他方は保育所で大多数ということにはなる。

## 4 保育士養成年限等について

### 4-1 保育士養成課程の修業年限について、どのようにお考えですか

明らかに2年では足りない。しんどい。3年制にすると4年制がどうなるかが微妙だが、2年では少ないので、もう1年あればと思う。

## 5 保育士資格と他資格等の関連について

### 5-1 保育士資格と幼稚園教諭免許との関係について

施設保育士の制度が現状のままあるのだとすると保育所は保育所として残しておかなければならない。施設保育士と保育所保育士と分ければ就学前の幼稚園と繋がっていくのではないかと思うが、保育所保育士と幼稚園教諭は大きく違う。幼保が10年先、20年先に本当に一体化されていくことはないとは言えない。現状では、機能は別々で、幼稚園の先生の悩みと保育所保育士の悩みは全然違う。階層も違う。現状では分けておいてよいのではないか。

### 5-2 保育士資格＋一年間の介護福祉士養成課程における単位取得により介護福祉士資格を取得できるが、今後はどのようにしていくのがよいとお考えですか

資格を複数出すことによって志願者が増えるということだと思うが、ほとんど考えたことがない。

### 5-3 保育士資格と社会福祉士資格との関係について

なんとかしたい。保育士と社会福祉士の間にはかなり溝がある。社会福祉士をとりながら保育士試験を受けていく学生がいる。専門性の観

点で地域福祉や家庭の状況が悪いので羨ましい。保育士にプラスして社会福祉士の道をつけてあげると保育士の中にとても有利な人が沢山いるのではないか。家庭と向き合う中で家族援助などで生きるものがあるのではないか。保育士の資格をもっていながら社会福祉士の接続するようなものがあってほしい。福祉系の学部で保育士が取れるところは少ない。教育系が多く、社会福祉士の道は完全に閉ざされている。現場で知識や経験をもってそういう場で生かせる。保育所でも、かなり踏み込んで対応している。何で保育所がそこまで対応しなければならないのという所までやっている。専門性を求められて恐ろしくもあり、気の毒でもある。是非勉強の機会を与えて頂いて資格を得るチャンスを持たらと思う。

## 6 保育士試験について

社会福祉士の受験資格をもっている学生が保育士になりたがる。試験を受ける。栄養士、管理栄養士、栄養教諭の資格や免許をもっている人が保育士試験を受けたがる。幼稚園と保育士を持っているよりひょっとしたら値打ちが高いのではないか。社会福祉士をもっている人が保育士の試験を受けて保育士を持ったらその価値は計り知れず高い。そういうマルチなものを活かす為には保育士試験は必要なのかなと思う。在籍していないと取れない資格と違い、そういう意味では、保育士試験のあり様の可能性と社会的使命があるのかと思う。ただ、国家試験が入ってきたときに保育士試験と国家試験を受けた学生との間の整合性がどうかかれるかというものは極めて難問。各地の保育士の試験の講習会で大阪府のものを請け負っていると実に熱心に聞いている。社会福祉士がいたり、幼稚園免許を持っている人がいたりして、この人たちになってもらうといいよねと思う人がいる。養成校にいる学生の彼らの幼さに比べれば遥かに成熟している。また、試験の場合、実習があってもあの程度では駄目ではないか。保育士試験で講習するときにはボランティアでも何でも現場に必ず行ってくださいねとは言いが、法的根拠

は何もない。かといってこれ以上現場に負担をお願いできない現状である。ペーパー試験の実習理論と実地の音楽・図工などだけで本当に子どもと向き合っていることにはならないのではないか。試験だけではなくせめて一週間でも現場に触れて欲しいという思いが強くある。ただ、そうなると現場が困るだろう。負担にならないかとも思う。

## 7 その他、保育士養成課程について全般的に

毎日、毎日あくせくしている状況だが、養成課程でひっかかるのは、幼稚園とのオーバーラップ部分が気になっている。保育内容や基礎技能の12単位分のあれがなんとかならないかと思っている。教授方法やその他については、自分の努力かなと思う。教科も担当者の運用次第でなんとかなる。そういうことを言い出すと何にもならないかもしれないが、規制の制度の中で担当者が上手に運用して時代のニーズに合わせてやっていくということを大学では教科の担当者をお願いしている。

### (16) P氏

#### 1-1 現行の教育課程について

1-2に含む。

#### 1-2 教育課程について、今後どのようにあるべきか

最初に保育士養成に携わった時から感じた疑問でもあるが、多くの短期大学では、幼稚園教諭との併修をしている。幼稚園の方はそうではないが、保育士は科目指定なので、縛りが強く、大学の固有性を発揮できない養成課程となっている。学問の自由を旨とする大学における専門職養成という観点では違和感がある。自由な大学教育と専門性を習得させる養成教育との共存が課題である。

専門職養成という意味では、現行の課程は「教養」を軽視している。まとめて何単位というくりである。ジェネラルな部分とスペシャルな部分との関連性がないに等しい。今後どう統一していくか。これは、内部でどう議論するかと

いう問題でもあるが、きちっとした教養を含めた大学教育に持っていくべきであろう。

### 1-3 保育実習を今後、どのように充実させていけばよいか

実習そのもののプログラムの確立が必要である。大雑把に「観察実習」「参加実習」等のくくりはあるが、どういうプロセスを経て、日数・時間が必要だというプロセスが重要である。その内容も、おそらく実習先にお任せというのが多くの現状ではないか。セミナーでの分科会の蓄積も問われる。プログラム化された実習教育が問われる。保育所と施設では違い、施設でも養護と障害では違うのだから、詳細な、丁寧な議論、プログラム化が必要である。

### 1-4 実習等、養成校と実践現場の協力関係を築くためにどのような方策が必要か

実習そのものの中に巡回指導が位置づくが、かなり重要ではないだろうか。多くの場合はあいさつ程度であろうし、よくて面談をしているだろうが、それができる教員とできない教員がいる。一部の教員に負担がいくやり方でも不公平だし、全員ができるレベルだと、浅いものになるだろう。もはやあいさつ程度のものでは意味がない。社会福祉実習では、週一回と厚労省が言っているが、巡回の頻度や巡回指導の内容は全国保育士養成協議会のセミナーの中などで共有し、自律的に築いていく必要がある。

現場との連携は、日常的な研究会活動などで個人的には交流を深めているということもあろう。しかし、保育所は数が多いので、多くの現場との直接的な関わりを、広い範囲で実施していくことは困難である。せめて研修会程度であろう。しかしそれでは一方通行であり、お互い学び合うことはできない。我々大学教員も、現場から学ぶ機会を設けて積極的に現場に出向くことが必要である。

### 1-5 養成課程の科目や内容について、共通部分を多くするか、独自で設定できる自由度を増やすか

現状では、指定科目を設けていて、圧倒的に

指定科目の方が多く選択科目は必要最低限であり、一言でいえば逆転している。科目指定よりも、「保育の本質にかかわる科目」など枠組み指定でよいのではないだろうか。その中でどういう科目を設定するかは各大学で設定する方が望ましい。

### 1-6 よりよい保育士養成のために、教育の内容や方法などについての工夫

まず実習のふりかえりが重要であろう。特に、それを形に残すことが重要であろう。私の所では、実習体験のレポートをまとめた報告集を出しており、記録として残している。それを翌年度の学生は読んで参考に使っている。また、実習で何を得たかについて、プレゼンテーションをして、一か所だけではなくいろいろな現場があることを共有している。これは、結果としての共有であり、むしろプレゼンテーションがふりかえりとして有効である。下級生も先輩の話聞きながら実習希望先選択の参考にすることができる。

## 2 国家試験の導入について

### 2-1 保育士資格取得に際して、養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて

厚労省の他の資格は国家試験型であるが、教員免許はそうではない。大学教育に対する信頼である。結論としては、必要ないと思う。課すのであれば、15回などの指導監査は必要ない。養成校の教育が少なくとも厚労省は信頼していないのだろう。それを裏切るような現実もあるのだろう。そのような問題の解決方法は、自治的、自覚的、倫理的なものでなければならない。特に子どもの人間形成に携わる専門職の養成なので、法制度的にこれだけ教えればよい、マスターすればよいということを具体的な細かいことまで上から課されるのは馴染まない。たとえば、人間性の教育の重要性がよく言われるが、それはどういう試験ではかれるのか。結局、各大学、教員の自主的な努力で高め合っていくことが重要であり、その意味でも養成セミナーの機会は重要である。

### 3 保育士資格のあり方について

#### 3-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

3-1に含む。

#### 3-2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別に分けるかについて

戦後の歴史、実態を踏まえれば、現行のままを区分を設けないままそれを発展させればよいと思う。課題としては、幼稚園教員免許との関連があるが、これはすぐにでも統一すべきである。就学以降になってくると、児童厚生員や学童保育指導員、児童養護施設で働く保育士の専門性との関連が問題になる。いずれも子どもの生活と発達を保障するという共通の専門性を持っており、異なる職場・職種における保育士の業務内容をどのように位置づけていくか、保育士の業務の本質はどこにあるのかということが問われてくるものと思う。たとえば、「子どもの権利条約」に「遊びの権利」が第31条に明記されているが、それを保障する専門職が保育士と考えれば、学童でも児童館でも同じである。この「遊び」の背景には「生活」があるが、生活を位置付けながら人間らしく生きていくことを保障するという意味である。新しく保育士の業務の本質は何かを再検討し、たとえば18歳未満の子ども遊びの権利を保障する資格として位置づけ、また、もっと細かく分けた方がよいのであれば分けていく必要がある。たとえば学童保育と児童館は統一すべきであろうし、学芸員と近いような文化的芸術的な生活の保障も視野に入れて、権利条約第31条を本質とした権利保障の専門職とすることも考えられる。そのため、乳幼児期と就学後は別の権利保障として分けていくことも考えられる。

「医療保育士」というのはありうるかもしれない。保育士をベースに、よりスペシャルな、医療現場の保育士、保育所の保育士、施設の保育士など、共通ベースがあって、専門に分化したものはありうるであろう。1種2種に分けるのではなく、2年養成でベースの資格をもち、4年養成でさらに医療保育士、施設保育士、保育

所保育士などの専攻資格が与えられるなどが考えられる。小学校の教員が、全教科を担当できるが、養成課程では国語、算数などを専攻しているのと同じイメージである。

### 4 保育士養成年限等について

#### 4-1 保育士養成課程の修業年限について、どのようにお考えですか

2年間の養成では短すぎる。しかし、圧倒的多数はそうであるので、その現実は無視できない。2年制でも就職はでき、そのうえで研修を受けることで、より専門的な資質を習得して給料ランクも上がるシステムを構築するのはどうか。しかし、前提として専門職にふさわしい身分保障を国レベルで行うことが大前提になろう。また、現場のニーズに照らせば、子どもや国民に責任を持つことのできる保育士は少なくとも4年養成が原則であろう。従来の栄養士に対して管理栄養士が必要とされている状況など他の様々な資格の養成年限を考えれば、4年以上は必要であろう。

大学院での教育は、おおいに奨励されるべきである。4年間で社会福祉士資格を取ってそれがベースとなり、大学院でさらに2年間の養成をすることが考えられる。子育て支援にも対応でき、単に子どもだけでなく、家庭支援まで責任をもって対応できる力を養成するためには、地域を視野に入れた問題解決の視点、対人援助技術をもって保育にあたることが今一番求められていることだろう。本学でも現場の保育士で大学院に入りなおしている院生もおり、実質的にはその機能をしている。

### 5 保育士資格と他資格等の関連について

#### 5-1 保育士資格と幼稚園教諭免許との関係について

ほとんど重なっているもので、統一すべきである、その前提は子どもの権利の平等保障である。なぜなのかというと、権利条約第2条に差別の禁止がある。同じ子どもが、親が働いているとかいないとか、あるいは地域によって保育所と幼稚園の数がアンバランスであるなど、外的な

子ども自身に選択の余地のない状況では異なる制度のサービスを利用するというのは不公平である。保育料や保育時間の違いなどを考えてみると、むしろ差別といってもよい。

乳幼児期全般を通して養護性は大前提であり、特に現代日本社会では、乳幼児期にしっかり愛される体験を保障することが重要である。それを家庭でできるよう支援し、また社会的にも子どもを慈しむことが必要である。そういった意味では、保育所の方がより長時間手厚くサービスを行っており、保育所型の方へ統一すべきであろう。しかし、3歳児入園や5歳児入園など途中で入れたり、短時間の保育に対応したり、幼稚園型にも対応できるような配慮が必要である。

一元化の際には、新たな理念が必要であり、「社会的子育て」のシステムの中で一元化された保育所というものが必要である。条件付きの入所基準でなく、すべての子どもと家庭に開かれた施設でなければならない。なお、近年導入された「認定こども園」は経営効率性から出発しており、子どもの権利の視点は全く欠落している点で大いに問題がある。

5-2 保育士資格十一年間の介護福祉士養成課程における単位取得により介護福祉士資格を取得できるが、今後はどのようにしていくのがよいとお考えですか

おそらく、多くの老人施設に保育士資格を持った人がいる時代があった。介護福祉士制度ができた段階で、専門的な課程のあり方とは別に、従来の事情からこうした養成形態の考え方ができてきたのではないだろうか。「福祉」というベースは一緒であるが、また重度心身障害児施設などでは、技術的な共通点をもつ場合もあるだろうが無関係である。保育士はあくまで子どもの権利保障の専門家として位置づけ、その養成教育は、介護福祉士養成とは異なるものにすべきである。

5-3 保育士資格と社会福祉士資格との関係について

かなり密接な関連がある。当面、求められて

いることとして、日常の保育室での保育活動以外に行われている相談、園庭開放など狭い意味の子育て支援を担っていくためにも、社会福祉士の資格は不可欠であるが、単なる家庭の子育ての補完ではなく、家庭と社会が共同で子育てしていく「社会的子育てシステム」という枠組みで考えると、社会の矛盾や家庭の問題に対する深い洞察力や問題解決の知識や技術を踏まえ、子どもと家庭の両方に関わっていき、子どもを預けている家庭への援助も同時にできる保育士が必要であろう。同時に預けている家庭だけでなく地域の子育て家庭にも援助が必要であり一緒に子育てをしていくことが求められる。特に社会福祉士の場合は、保護者の仲間づくりや地域の民生委員や社協など生活援助をしている人との連携を学ぶため、保育室の中だけの実践ではなく、地域の中での実践・活動が期待できる。現状の保育士資格ではそこまではできない。

## 6 保育士試験について

これも時代の要請でできた制度であり、保育所急増期に養成校だけでは足りなくて、あるいは戦前からの資格のない保育者のためにつくられたもので、現代の日本ではいらなくなっている。唯一意味があるとすれば、保育士養成校ではない大学に入り、保育所をボランティアなどで知った人に対しては意味がある。

## 7 その他、保育士養成課程について一般的に

保育は、子どもの権利の視点、がもっとも問われる世界である。その意味で、子どもの権利の理念や内容をどのように保育士養成に位置付けていくかが重要である。子どもの権利保障の理念やシステムについて教える科目はない。担当教員の裁量に任されている。「子どもの権利論」が一科目あってもよい。しかし、前に述べたように、科目指定とあるのは問題なので、「子どもの権利に関する科目群」のなかで、体罰の問題や、虐待、子どもの人権侵害の問題などを含めて保育のあり方を考える科目があればよいと思う。もっと子どもの権利を明確に打ち出し

たカリキュラムが必要である。

国連が、2005年11月に出したジェネラル・コメントで、乳幼児の権利こそが重要だということ言っている。生まれた人間が人間らしく育っていく上で、その基礎を作る乳幼児期を国が権利保障としてとらえることが国際的にも強く求められている。国際的動向を見ながら、乳幼児期の権利を重視した養成課程、子どもの権利を保障する仕事としての保育士ということであれば、子どもの権利の認識が特に必要であろう。

## (17) Q氏

### 1-1 現行の教育課程について

今、家族援助論的なものが入っているが、現場で対応していく内容が県内で唯一の養成校であるので、現場の色々なことに応えたいと思っている。母親の育児をどのようにやっていくかという、そうした相談であれば保育士の専門性が生かされる。母親自身が抱えている人間関係の問題、経済的な問題、家庭内のことまでいろいろ持ち込まれ、若い保育士たちがとても対応が難しく、大変である。後半の方は、カウンセリング的なことなので話を聞き共感しながら一緒に考えるという姿勢を持つことで、母親の悩み、ストレスの軽減になるのなら、ワンクッションとなり、子どもにとっての最善の利益に繋がる。幼稚園の方はカウンセリングマインドを持ち込みながら研修しているが、具体的方法なども考えていく時期なのではないかと、学生達をみていて思う。人の話を共感性をもって聞きとめるという資質なども、取り入れていけるような要素を身に付けるゆとりも欲しい。カウンセラーとしての専門性は難しいが、教えるのではなく優しく聞きとめるというカウンセリング的な姿勢が必要ではないかと思う。

### 1-2 教育課程について、今後どのようにあるべきか

家族援助論的なものを充実させる必要があるのではないかと。とにかく相談者の気持ちになれる、専門的な聞き手という立場で対応ができるようになればそうとう違ってくるのではないかと。今、保育現場では、保護者の欲求を聞いて欲し

いばかりで、「子育てでこんな点はどうすればよいか」に「こうしてはいいですか」という単純な質問ではないように思う。

養成校の教育課程にも自由度が欲しい。地域によって色々な違いがある。それぞれの場に対応する力を持たせたいと考えるが、子どもたちの育つ生活の場でも、経済的な面も含み、様々な違った環境がある。現場が持つ色々な悩みを抱えた問題も、実際に保育学生の時期から少しずつ理解していけるような授業ができると良いと思う。経験が少ない学生たちは、大人の話聞くことに愕然とするばかりで卒業後、一、二年では的確な対応とはいかない。そのうちに、理不尽とも思われる保護者の抗議を怖がるようになり、対応への些細なつまづきが保育所にとって複雑な問題を引き起こすことになる。あくまでも慎重にならなければ複雑な問題がおこってくる。保護者は、利己的な「家の子どもだけ」という思いをぶつけてくるので保育士にとって、特に子ども観や教育観が未熟な時期に、こうした問題に対応することは困難なことが多い。

本学の卒業生は、地元で自宅から通う学生が多いので、長い付き合いになり、色々なものを持ち込んでくる。若い人たちに対応できるというような、そんな生易しいものではないが、一言一言の関わりが大きなことに繋がっていかないようにと案じることが多い。そうした現場の問題をどう解消していくのかを学び、対応できる力を養わなければならないのではないかと。それにはもう少し時間的余裕がほしい。

### 1-3 保育実習を今後、どのように充実させていけばよいか

時間的にはもう限界である。授業日数、時間数の確保ということで一生懸命対応している。月曜日がハッピーマンデーで抜けたり、教育実習の補いの為、入学式を早め、卒業式を延ばして何とか確保している。時間的には現行では余裕がない。ただ、養成校と保育所などは合同の研修会などをしながら、養成教育への理解など意志統一できるように努める。養成校の考えていることを理解してもらい、現場で取り組む課



題などを養成校が把握した上で、短大教員が持つ専門性などを生かす協力体制をはかっていく。これからは、幼稚園と保育所が合同の勉強会を持ち、養成校も加わり、広く幼児教育を効果的な方向に推進していく体制が必要ではないかと思っている。実習内容などにも、必ずよい影響があり充実した成果が期待できる。

#### 1-4 実習等、養成校と実践現場の協力関係を築くためにどのような方策が必要か

地域子育てセンターやファミリーサポートセンターでの保育講座を担当したり、昨年は、養成校の施設を利用してもらい、子どもを預かりながら保育学生と一緒に勉強できる機会をつくり、その間母親たちに保育講座を行う企画を実行した。養成校を開放して、保育所や支援団体と密な連絡をとり、保育所の研究指導、保護者への講座、園内研修なども養成校がもつ専門性を生かし、協力体制を築いていけるよう努めているが、大いに必要性を感じている。

#### 1-5 養成課程の科目や内容について、共通部分を多くするか、独自で設定できる自由度を増やすか

自由度を増やして頂きたい。地域性・学生の能力をふまえ、出来れば独自に実践したい考えがある。もっと保育現場との連携で、現場に役立つ保育士を養成したい。

#### 1-6 よりよい保育士養成のために、教育の内容や方法などについての工夫

保育の技能的な力の養成も気になるが、まず、保育者としての人間形成というところに養成をしながら大きな課題を感じている。2年間で18年間引きずってきたものを直すというようなことはなかなか出来ない。「保育の心」という科目を一つ、自由に使える時間として設置している。入学して間もない頃から、協力を得て幼稚園、保育所、福祉施設に見学に行き、実習記録の前段階として観察してきたものを書き表す。観察対象者に対し、愛情を持つての文章表現を指導したり、保育の営みをどんな気持ちで観察するのかを学ぶ時間に使わせてもらっている。

## 2 国家試験の導入について

### 2-1 保育士資格取得に際して、養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて

近い将来そのようになるのではないかと考えている。ますます保育士の資質向上が求められてくると考えると、国家試験も予想される。幼稚園教員の方は単位を履修し、県への申請で行われているので、今のところは養成校も資質向上に努めているので、保育士も現状でやらせてもらえばと思っている。

## 3 保育士資格のあり方について

### 3-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

教育・保育は就学前児童で、児童施設、医療福祉の方は18歳までと年齢の幅が広い。保育所を目指す学生は、18歳まででないかというところではなく、見通しを持った保育をしていかななくてはならない。18歳までという年齢幅の対象ではどうしても発達などを詳しく掘り下げにくい。就学前だけではなく、学童から思春期あたりがまた大きな問題を抱えるので、とても苦労している。福祉系の就職を望む保育所以外を目指す学生たちもだんだん増えてきているので、保育所と施設に分けて選択のコース制をとり、実施する方法も検討が必要かと考えている。

### 3-2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別に分けるかについて

3年の養成期間とすると、現行のねらいで余裕をもってやっていけるのではないかと。現状では保育士としての人格形成に苦労しているのが事実である。なんとか総合的な資格で養成したいと思っている。本学も20年ほど前、3年間の養成期間を検討したが、その当時から現在もなお、地域における保育士の需要も高く、卒業式までに就職率100%を守り、現状のまま続けてきた次第。保育士を志望する学生も、実際には幼い子どもと出会う体験もなく、短期間では保育者としての人間性が育ちにくいというのが一番辛い点。保護者を交え家庭教育との連携を話

さなければならぬことが年間何度もある。

#### 4 保育士養成年限等について

##### 4-1 保育士養成課程の修業年限について、どのようにお考えですか

求められている保育士の資質を十分に養成するには2年では間違いなく短いと思う。従来よりも価値観の多様な家庭で育つ環境下で、良い意味では個性があるが、協調性に欠けるといった学生も少なくなく、入学までの育ちをフォローすることに追われる。生活指導といったことから始まり、時間が限られて、卒業させる寸前まで気がかりでしょうがない。自宅通学者がほとんどであるため、卒業生たちの初任者研修も長年担当してきている。高校生のキャリア教育で「保育職について」の授業を1時間持つということを県下の高等学校で行っている。こうした入学前から卒業後の長い期間で養成を見通せる考え方で現状は行っている。たった2年間でと遮断させると怖くてたまらない。

また、保育現場での研修、研究指導という仕事にも関わることが多く、ありがたいことに現場のことがよく分かるが、保育所での保育士一人一人が、親への支援や申し出に対する対応力が必要となっている。大学への養成については、来年度からY大学で幼稚園一種の資格を出す予定になっている。従来、幼稚園教諭希望者には隣接する府県にある大学へ3年編入で現在も送り出している。保育士は保育園内で経験の浅い保育士をきちんと育てられる指導者が求められているところであり、大学院レベルの教育も必要。

#### 5 保育士資格と他資格等の関連について

##### 5-1 保育士資格と幼稚園教諭免許との関係について

就職について求人の内容は保育所の方が幼稚園免許と両方をもっていることを求めてきている。入学時から両方を希望する学生が多く、在籍する間に両方を取得できるカリキュラム編成をしている。将来は保育士資格と幼稚園教諭免許が新しく一本化するのも良いと思っている。

養成も変化を踏まえ変わっていかねばならない。本県でも幼保総合施設が3ヶ所、平成19年4月から認定こども園が誕生する。平成20年度にも数カ所申請の予定がある。現状は、こども園が行っているように、長時・短時間対象で保育の方法は文科省、厚労省の管轄の違いがあり、やりにくい点が多いと聞く。幼稚園教諭免許と保育士資格を一緒にして就学までと、18歳までを含めた医療福祉に分けた考え方を将来、整理の点で望む（福祉施設における従来の保育士職が見直される時期を迎えているので）。

##### 5-2 保育士資格+一年間の介護福祉士養成課程における単位取得により介護福祉士資格を取得できるが、今後はどのようにしていくのがよいとお考えですか

保育所以外の福祉系の保育士が担ってきた職務は必要で、やはり大事だと思う。より一層の資質を期待すると、1年間で取得できる介護福祉士資格の取得は必要となる。従来本学で保育士資格取得後、大阪にある大学の専攻科に介護福祉士を希望して進んでいる（今、福祉系での保育士は将来介護福祉士の資格などをもつ職種に移行する考えと聞く）。

##### 5-3 保育士資格と社会福祉士資格との関係について

現在、社会福祉士で担う相談、指導領域の専門性とは少し異なる専門能力が保育所では必要とされているのではないかと、もう少し保育所にあった教育的判断力に富む、トラブル解消能力を持つソーシャルワーカー的人材への、新たな専門性があれば保育士資格と合わせて教育・保育機関で運営上活用できる。

#### 6 保育士試験について

養成校とは別の道で保育職に就ける方法として必要な時期があった。少子化が進む現状では、今以上に質の向上に努めなければならない。試験のあり方についても検討の必要があるのではないかと。

#### 7 その他、保育士養成課程について全般的に

とにかく余裕がないこと。もう少しゆとりがあれば、まだまだ心ある保育者が育つと思う。子どもを抱いたこともない学生が殆どである。実習も幼稚園の実習を重ね、体験学習終了段階で卒業していく。本学では20年前は付属幼稚園が近かったので、毎週木曜日には全員実習に出ていた。実習での経験を持ち帰り、それぞれの専門の研究室を訪ねながら指導を受け、また木曜日には実習に行くという、とても理想的な形で実施できた。時間があれば効果的養成のあり方に検討を重ねている次第。

## (18) R氏

### 1-1 現行の教育課程について

現場ニーズと養成課程のズレがある。例えば保育所では障害児が増えている。児童養護施設の実習では中高生とかかわるが、その知識・技術の科目は少ない。障害児実習のための科目が少ない。

短大は幼保の読替えを行っているが大丈夫なのか。社会福祉士の課程には読替えの基準がある。本学では積極的にはしていない。本学の特徴として、初等教育ベースと福祉学ベースの保育士養成がある。しっかりしたベースをもった4年制養成を標準にすべき時代。

実習期間が長いようでけっこう短い。保育士は職種が多いし、年齢幅が広い。

1-2 教育課程について、今後どのようにあるべきか  
4年制養成を標準にして、プラス大学院での保育学を。

障害児保育の充実を。

保育士が児童養護、障害児全般をカバーするなら中高生とのかかわりを学ぶ必要。

准看護師・正看護師のように階層化を。

1-3 保育実習を今後、どのように充実させていけばよいか

実習終了後のフォローアップ、反省会など、成果を見つめなおして交流する取組みを単位化する。

実習Ⅱ、Ⅲについても、事前事後指導の制度

化を。

1-4 実習等、養成校と実践現場の協力関係を築くためにどのような方策が必要か

実習施設との協議会や懇親の場をきちんと作っていく。社会福祉関係の資格のための施設実習はやらないといけないそうだが、保育実習はまだの段階。

本学では巡回は固定した教員が行くようにしている。巡回の報告等をフォローしていけるように。

附属的な園が必要。特に保育所。

1-5 養成課程の科目や内容について、共通部分を多くするか、独自で設定できる自由度を増やすか

選択肢を多くする。自由度を多く。学生や地域の実態に応じて、大学の個性を出せるように。

1-6 よりよい保育士養成のために、教育の内容や方法などについての工夫

実習日誌にその日ごとの課題と反省を書かせる。

報告会のやり方。個人のふり返りでまず報告書を書く。同じような種別の施設に行った学生8人ほどのグループで2コマの交流会をして、グループ報告書を作成し、報告会で発表する。最初は個人報告だったが、3年目からグループ研究を取り入れて質疑応答が活発になった。3年生のときの1回目は教員が指導しながらだが、2回目は4年生の実行委員会で自分たちで運営する。そうするとリーダーの学生が出てくる。

保育所や施設からの実習評価票を学生に開示している。評価票で学生に自己評価をさせておいて施設の評価とのズレをもとに、保育部会の教員が1人あたり5人ほど、15分前後の個人面談を行う。就職ガイダンスも含んだもの。次回の実習の課題の確認として、ⅠとⅡ・Ⅲの2回行う。

## 2 国家試験の導入について

2-1 保育士資格取得に際して、養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて

導入する時期に来ているかの判断は難しい。もし導入するなら卒業研究や就職活動と重ならない時期、2月後半か3月頃がよい。レベルとしては基礎的レベルというか、あまり難しいのはどうか。4年制大学の場合、2年次に課されると課程が進んでいないので困る。

### 3 保育士資格のあり方について

#### 3-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

障害児、児童養護等幅広いので、それでいいが、実習も含めて教育課程を充実するという前提で0-18歳で、6歳以上と6歳以下で大きく違うので分けるという方法もあるが。

#### 3-2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別に分けるかについて

どちらかというゼネラルな保育士を置いて、リトミック(保育音楽療育士)、社会福祉、介護、幼児体育などさまざまなスペシャリスト的な部分を副専攻として置く。

専門分化、細分化しすぎるとそこしか分からないというデメリットもある。

### 4 保育士養成年限等について

#### 4-1 保育士養成課程の修業年限について、どのようにお考えですか

准保育士2年プラス現場3-5年、または4年制課程を経て国家試験をパスして正保育士に。現行の2年制以上を3年制以上とする考え方もあるが現実的ではないだろう。

### 5 保育士資格と他資格等の関連について

#### 5-1 保育士資格と幼稚園教諭免許との関係について

いずれ統合すべき。こども園が始まり、諸外国もだいたい一つ。3歳未満児、3歳以上児の仕事の違いもあるが。

5-2 保育士資格+一年間の介護福祉士養成課程における単位取得により介護福祉士資格を取得できるが、今後はどのようにしていくのがよいとお考えですか

福祉学科のほうで進めている。

#### 5-4 保育士資格と社会福祉士資格との関係について

福祉学科で併修。子育て支援などのニーズがますます高まる。保護者支援、地域の人材発掘などもある。両方セットで卒業する学生を育てたい。両方持っている学生は社会福祉士国家試験の合格率も高い。

### 6 保育士試験について

試験は保育が不足していた時代のものという経緯がある。課題としては、実技が選択方式で、音楽技術がなくても取れる。実習、スクーリングを課して、そのあとで試験を。国家試験との統合も視野に入れて。なくすのは抵抗がある。例えば心理学科や小学校教員のコースで受験したい学生がいる。

### 7 その他、保育士養成課程について全般的に

保育士資格の階層化を。4年制を標準にして専門職養成を。カリキュラムの充実。短大は実態として、保育所のための保育士養成でいいのでは。養成校がどんどん増え、受験生確保が大変。福祉関係の給与が低く、その辺りを充実すれば学生が増えるはず。福祉のニーズも増えるので。保育士の待遇をよくするよう養成校等が行政に圧力を。義務教育の教員と給与が違いすぎる。いい人材が福祉に行かない。

### (19) S氏

#### 1-1 現行の教育課程について

短大は過密である。幼稚園教員養成課程に比べて内容が多岐にわたっている。ゆとりを持ってじっくり深めていくためのカリキュラムが組んでいない。学習すべき内容は多く、精選することもかなり厳しい状況にある。カリキュラムの密度を高めて充実させるなどの検討も必要である。

#### 1-2 教育課程について、今後どのようにあるべきか